

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成25年11月29日

【会社名】 株式会社ダイキアクセス

【英訳名】 Daiki Axis Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大亀 裕

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

【電話番号】 089(927)2222(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営管理本部長 堀淵 昭洋

【最寄りの連絡場所】 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

【電話番号】 089(927)2222(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営管理本部長 堀淵 昭洋

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 募集金額                |              |
| ブックビルディング方式による募集    | 510,000,000円 |
| 売出金額                |              |
| (引受人の買取引受による売出し)    |              |
| ブックビルディング方式による売出し   | 250,000,000円 |
| (オーバーアロットメントによる売出し) |              |
| ブックビルディング方式による売出し   | 131,250,000円 |

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額ではありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集500,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年11月28日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し305,000株(引受人の買取引受による売出し200,000株・オーバーアロットメントによる売出し105,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
  - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)  
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類   | 発行数(株)       | 内容                                                                  |
|------|--------------|---------------------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 500,000(注)2. | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>なお、1単元の株式数は100株であります。 |

(注) 1. 平成25年11月15日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成25年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に、平成25年11月15日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

| 種類   | 発行数(株)  | 内容                                                                  |
|------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 普通株式 | 500,000 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>なお、1単元の株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 平成25年11月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
4. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に、平成25年11月15日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. 6. の番号変更

## 2 【募集の方法】

(訂正前)

平成25年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成25年11月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分               | 発行数(株)  | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集   |         |             |             |
| 入札方式のうち入札によらない募集 |         |             |             |
| ブックビルディング方式      | 500,000 | 510,000,000 | 276,000,000 |
| 計(総発行株式)         | 500,000 | 510,000,000 | 276,000,000 |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年11月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は600,000,000円となります。

(訂正後)

平成25年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成25年11月28日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,020円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分               | 発行数(株)  | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集   |         |             |             |
| 入札方式のうち入札によらない募集 |         |             |             |
| ブックビルディング方式      | 500,000 | 510,000,000 | 287,500,000 |
| 計(総発行株式)         | 500,000 | 510,000,000 | 287,500,000 |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年11月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(1,200円~1,300円)の平均価格(1,250円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は625,000,000円となります。

## 3 【募集の条件】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格<br>(円)  | 引受価額<br>(円)  | 払込金額<br>(円)  | 資本<br>組入額<br>(円) | 申込株<br>数単位<br>(株) | 申込期間                                 | 申込<br>証拠金<br>(円) | 払込期日           |
|--------------|--------------|--------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定<br>(注) 1. | 未定<br>(注) 1. | 未定<br>(注) 2. | 未定<br>(注) 3.     | 100               | 自 平成25年12月11日(水)<br>至 平成25年12月16日(月) | 未定<br>(注) 4.     | 平成25年12月18日(水) |

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年11月28日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年12月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年11月28日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年12月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成25年11月15日開催の取締役会において、平成25年12月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年12月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年12月2日から平成25年12月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格<br>(円)  | 引受価額<br>(円)  | 払込金額<br>(円) | 資本<br>組入額<br>(円) | 申込株<br>数単位<br>(株) | 申込期間                                 | 申込<br>証拠金<br>(円) | 払込期日           |
|--------------|--------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定<br>(注) 1. | 未定<br>(注) 1. | 1,020       | 未定<br>(注) 3.     | 100               | 自 平成25年12月11日(水)<br>至 平成25年12月16日(月) | 未定<br>(注) 4.     | 平成25年12月18日(水) |

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は1,200円以上1,300円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年12月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

安定的な顧客基盤を持ちつつ、地下水飲料化事業などの新規事業に積極的に取り組んでいること

海外での製造・販売などの競争力強化により、今後も環境機器関連事業における伸長が期待できること

住宅関連市場の影響を受ける可能性があること

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最新の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,200円から1,300円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,020円)及び平成25年12月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成25年11月15日開催の取締役会において、平成25年12月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成25年12月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 申込み在先立ち、平成25年12月2日から平成25年12月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額(1,020円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 4 【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称            | 住所                  | 引受株式数<br>(株) | 引受けの条件                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|---------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号   | 未定           | 1. 買取引受けによりま<br>す。<br>2. 引受人は新株式払込<br>金として、平成25年<br>12月18日までに払込<br>取扱場所へ引受価額<br>と同額を払込むこと<br>といたします。<br>3. 引受手数料は支払わ<br>れません。ただし、<br>発行価格と引受価額<br>との差額の総額は引<br>受人の手取金となり<br>ます。 |
| 大和証券株式会社              | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号   |              |                                                                                                                                                                                 |
| SMB C日興証券株式会社         | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号   |              |                                                                                                                                                                                 |
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号   |              |                                                                                                                                                                                 |
| 東洋証券株式会社              | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号    |              |                                                                                                                                                                                 |
| いちよし証券株式会社            | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号   |              |                                                                                                                                                                                 |
| マネックス証券株式会社           | 東京都千代田区麹町二丁目4番1号    |              |                                                                                                                                                                                 |
| 岩井コスモ証券株式会社           | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 |              |                                                                                                                                                                                 |
| 香川証券株式会社              | 香川県高松市磨屋町四丁目8番      |              |                                                                                                                                                                                 |
| 藍澤證券株式会社              | 東京都中央区日本橋一丁目20番3号   |              |                                                                                                                                                                                 |
| 極東証券株式会社              | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 |              |                                                                                                                                                                                 |
| 計                     |                     | 500,000      |                                                                                                                                                                                 |

(注) 1. 平成25年11月28日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年12月9日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、株式の募集は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた金融商品取引業者から返還されます。

3. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は以下の金融商品取引業者に、一般募集の取扱いを一部委託します。

名称 : いよぎん証券株式会社

住所 : 愛媛県松山市三番町五丁目10番1号

上記金融商品取引業者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の委託を受け、一般募集の取扱いを行いますが、上記金融商品取引業者の店舗によっては、一般募集の取扱いが行われない場合があります。

4. 引受人は上記引受株式数のうち、3,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称            | 住所                  | 引受株式数<br>(株) | 引受けの条件                                                                                                                              |
|-----------------------|---------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号   | 360,000      | 1. 買取引受けによります。<br>2. 引受人は新株式払込金として、平成25年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。<br>3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 大和証券株式会社              | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号   | 35,000       |                                                                                                                                     |
| SMB C日興証券株式会社         | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号   | 35,000       |                                                                                                                                     |
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号   | 21,000       |                                                                                                                                     |
| 東洋証券株式会社              | 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号    | 7,000        |                                                                                                                                     |
| いちよし証券株式会社            | 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号   | 7,000        |                                                                                                                                     |
| マネックス証券株式会社           | 東京都千代田区麹町二丁目4番1号    | 7,000        |                                                                                                                                     |
| 岩井コスモ証券株式会社           | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 | 7,000        |                                                                                                                                     |
| 香川証券株式会社              | 香川県高松市磨屋町四丁目8番      | 7,000        |                                                                                                                                     |
| 藍澤證券株式会社              | 東京都中央区日本橋一丁目20番3号   | 7,000        |                                                                                                                                     |
| 極東証券株式会社              | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 | 7,000        |                                                                                                                                     |
| 計                     |                     | 500,000      |                                                                                                                                     |

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年12月9日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、株式の募集は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた金融商品取引業者から返還されます。

2. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は以下の金融商品取引業者に、一般募集の取扱いを一部委託します。

名称 : いよぎん証券株式会社

住所 : 愛媛県松山市三番町五丁目10番1号

上記金融商品取引業者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の委託を受け、一般募集の取扱いを行いますが、上記金融商品取引業者の店舗によっては、一般募集の取扱いが行われない場合があります。

3. 引受人は上記引受株式数のうち、3,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. 4. の番号変更

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 552,000,000 | 15,000,000   | 537,000,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 575,000,000 | 15,000,000   | 560,000,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,200円～1,300円)の平均価格(1,250円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額537,000千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算金上限115,920千円については、全額を地下水飲料化事業における設備投資資金に充当する予定であります。顧客企業への地下水飲料化プラントの設置に係る設備投資に、平成25年12月期に330,000千円(設備投資の資金支払いのために調達した短期借入金を含む)、平成26年12月期に322,920千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注)設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除去等の計画」の項をご参照ください。

(訂正後)

上記差引手取概算額560,000千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算金上限120,750千円については、全額を地下水飲料化事業における設備投資資金に充当する予定であります。顧客企業への地下水飲料化プラントの設置に係る設備投資に、平成25年12月期に330,000千円(設備投資の資金支払いのために調達した短期借入金を含む)、平成26年12月期に330,000千円、平成27年12月期に残額を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注)設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除去等の計画」の項をご参照ください。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成25年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類       | 売出数(株)                |         | 売出価額の総額<br>(円) | 売出しに係る株式の所有者の<br>住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|-----------------------------|
|          | 入札方式のうち<br>入札による売出し   |         |                |                             |
|          | 入札方式のうち<br>入札によらない売出し |         |                |                             |
| 普通株式     | ブックビルディング<br>方式       | 200,000 | 240,000,000    | 愛媛県松山市<br>大亀 裕 200,000株     |
| 計(総売出株式) |                       | 200,000 | 240,000,000    |                             |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成25年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類       | 売出数(株)                |         | 売出価額の総額<br>(円) | 売出しに係る株式の所有者の<br>住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|-----------------------------|
|          | 入札方式のうち<br>入札による売出し   |         |                |                             |
|          | 入札方式のうち<br>入札によらない売出し |         |                |                             |
| 普通株式     | ブックビルディング<br>方式       | 200,000 | 250,000,000    | 愛媛県松山市<br>大亀 裕 200,000株     |
| 計(総売出株式) |                       | 200,000 | 250,000,000    |                             |

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,200円~1,300円)の平均価格(1,250円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

| 種類       | 売出数(株)                |         | 売出価額の総額<br>(円)     | 売出しに係る株式の所有者の<br>住所及び氏名又は名称                                |
|----------|-----------------------|---------|--------------------|------------------------------------------------------------|
|          | 入札方式のうち<br>入札による売出し   |         |                    |                                                            |
|          | 入札方式のうち<br>入札によらない売出し |         |                    |                                                            |
| 普通株式     | ブックビルディング<br>方式       | 105,000 | <u>126,000,000</u> | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式<br>会社<br>105,000株 |
| 計(総売出株式) |                       | 105,000 | <u>126,000,000</u> |                                                            |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年11月15日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、平成25年12月19日から平成25年12月24日までの期間、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類       | 売出数(株)                |         | 売出価額の総額<br>(円) | 売出しに係る株式の所有者の<br>住所及び氏名又は名称                                |
|----------|-----------------------|---------|----------------|------------------------------------------------------------|
|          | 入札方式のうち<br>入札による売出し   |         |                |                                                            |
|          | 入札方式のうち<br>入札によらない売出し |         |                |                                                            |
| 普通株式     | ブックビルディング<br>方式       | 105,000 | 131,250,000    | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式<br>会社<br>105,000株 |
| 計(総売出株式) |                       | 105,000 | 131,250,000    |                                                            |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年11月15日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、平成25年12月19日から平成25年12月24日までの期間、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,200円~1,300円)の平均価格(1,250円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である大亀裕(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年11月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

|     |                      |                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 募集株式の数               | 当社普通株式105,000株                                                                                                                                       |
| (2) | 募集株式の払込金額            | 未定(注)1.                                                                                                                                              |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2. |
| (4) | 払込期日                 | 平成25年12月27日(金)                                                                                                                                       |

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年11月28日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成25年12月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である大亀裕(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年11月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

|     |                      |                                                                                                                                                    |
|-----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 募集株式の数               | 当社普通株式105,000株                                                                                                                                     |
| (2) | 募集株式の払込金額            | 1株につき1,020円                                                                                                                                        |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) |
| (4) | 払込期日                 | 平成25年12月27日(金)                                                                                                                                     |

(注) 割当価格は、平成25年12月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)